

No.	ご質問	回答
STEP1 申請前		
①	申請してからどれくらいで許可が出ますか？	申請書の受付～処分決定までの標準処理期間が1ヶ月間(大規模な行為の場合は2ヶ月間)です。ただし、申請書の不備があると、処理期間は延長されます。
②	どのタイミングで相談したらよいですか？	事前に許可相当の計画となるまで担当者と調整をおこないます。また申請書作成もありますので、遅くとも許可希望日の3か月以上前に第一案を相談していただくことを推奨します。(大規模な行為を除く)なお、内容について協議が長引く場合には、これ以上の期間を要する場合もございますので、計画案ができた段階でなるべく早くご相談をしてください。
③	問い合わせたらすぐに回答がきますか？	目安として、3開庁日程度で回答をさせていただいております。判断に時間のかかるものにつきましては、それ以上の日数がかかります。 ※事務所閉庁日(土・日・祝、年末年始)
④	申請書(案)の確認はどれくらいかかりますか？	一週間程度目安で確認後の返答をさせていただいております。(大規模な行為、申請書類頁数が多い場合を除く)
⑤	県、市町村など、他の役所にも手続きが必要な場合、手続きの順番はありますか？	特に順番はありません。同時並行で進めていただいても結構です。 (例:建築確認申請、屋外広告物条例)
STEP2 申請～許可		
⑥	申請書の部数と提出方法	部数は1部です。(大規模な行為の場合には2～3部) 提出先は富士箱根伊豆国立公園管理事務所です。郵送でも可能です。
⑦	申請すれば、許可が出る前に着手して良いですか？	許可が出るまで着手してはいけません。
⑧	許可書(回答書)は、どこへ取りに行くのですか？	回答書は郵送されます。 なお、許可が出たかどうかは、回答書の発送をもってお知らせいたします。
STEP3 許可後		
⑨	着手届や完了報告書などの提出は必要ですか？	特に担当者からの指示が無い限りは不要です。(必要に応じて提出を求められることがあります)
⑩	許可が出た後、計画(申請内容)に変更があった場合は手続きが必要ですか？	変更の内容次第で手続き不要の場合もあります。個別にご相談ください。